

(公財)トヨタ財団東日本大震災特定課題

「復興公営住宅におけるコミュニティづくり」プログラム報告書

(公財)トヨタ財団 東日本大震災特定課題担当
本多 史朗 email:tythonda@toyotafound.or.jp

要点

- ・ 復興公営住宅の入居者の方々は、発災前の地縁社会の中での暮らしから、弱縁の状態に入っている
- ・ その中での、コミュニティづくりは、大きくいって、①人間関係づくり、②無機質な空間を住みやすいものに変える、という面を持っている
- ・ このコミュニティづくりの作業には、行政やNPOといった外部の力は欠かせない。その一方で、最も重要な役割を果たすのは自治会長となる

内容

(公財)トヨタ財団東日本大震災特定課題.....	1
「復興公営住宅におけるコミュニティづくり」プログラム報告書.....	1
要点	1
はじめに	3
復興公営住宅におけるコミュニティづくりとは何か	4
1. 入居者間の人間関係づくり	5
2. 入居者が力を合わせ、復興公営住宅の空間を住みやすいものにする.....	5
3. 高齢者に目を配る	6
復興公営住宅におけるコミュニティづくりを促すためには、何をなすべきか.....	6
1. 入居者間の人間関係づくり	6
α. 自治会づくり	6
β. イベントの実施.....	7
γ. 集会所の活用ー共益費負担の壁をどう越えるか	8
2. 入居者が力を合わせ、復興公営住宅の空間を住みやすいものにする.....	9
α. 復興公営住宅の空間内部に花と緑を増やす	10
β. 復興公営住宅周囲の草むしりと掃除.....	10
γ. 入居者が快適に暮らすためのルール作り	11
3. 高齢者に目を配る	11
復興公営住宅におけるコミュニティづくりの担い手としての自治会長	11
1. 自治会長の3つの役割.....	11
α. 行政への働きかけ	11
β. 外部支援団体との協働	12
γ. 入居者の取り纏め	12
2. 自治会長に求められている資質	13
おしまいに.....	13

注記:東日本大震災被災地では、復興公営住宅だけではなく、災害公営住宅という名称も使われております。しかし、その実態は同じものですので、ここでは煩雑さを避けるために、便宜的に復興公営住宅という言葉に統一いたします。

はじめに

トヨタ財団では、下記のような枠組みで東日本大震災特定課題「復興公営住宅におけるコミュニティ作りの支援」プログラムを実施しました。

プログラムの枠組み

プログラムの狙い	<ul style="list-style-type: none">復興公営住宅におけるコミュニティづくりを行う、先導的なプロジェクトを支援するその結果わかってくる、復興公営住宅におけるコミュニティづくりの重要な課題と対処策を取りまとめ、それを発信する
取り纏めたプログラム成果の裨益者	復興庁、被災地各県庁、市町村の復興公営住宅関係部局ならびにNPO、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの外部支援団体
予算(助成金額)	3000万円
実施期間	2014年10月1日～2015年9月30日
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none">(特活) カリタス釜石 岩手県釜石市(一社) 復興みなさん会 宮城県南三陸町石巻仮設住宅自治連合推進会 宮城県石巻市(特活) おおさき地域創造研究会 宮城県大崎市あすと長町共助型コミュニティ構築を考える会 宮城県仙台市(特活) みんなぷく 福島県いわき市

この報告書の位置づけ

この報告書は、2014年10月1日～2015年9月30日の間に実施した下記の連絡会合と中間報告会、最終報告会にて上記の助成対象6団体が共有を行った情報、ならびにトヨタ財団担当者が、助成対象6団体の活動地域を訪問した際に集めた復興公営住宅におけるコミュニティづくりの重要な課題と対処策についての情報をトヨタ財団担当が取りまとめたものです。

会合名称	日程	参加者
神戸研修会	2014年9月30日	助成対象6団体+神戸復興関係者 25名
大崎連絡会合	同12月16日	助成対象6団体+行政、社協関係者 35名
仙台長町連絡会合	2015年2月18日	同上 40名
仙台中間報告会	同4月21日	同上 85名
釜石連絡会合	同7月13日	同上 50名
いわき最終報告会	同10月22日	同上 50名

そして、この報告書は、プログラム成果の裨益者である復興庁、県庁、市町村の復興公営住宅関係部局、NPO、社会福祉協議会、地域包括支援センターの担当者あてに共有されることとなります。今後、被災地各地で復興公営住宅への入居が本格化していきます。その際に、この報告書で触れているようなポイントが、復興公営住宅におけるコミュニティづくりに携わる関係者の一助になれば幸いです。

助成対象 6 団体が、復興(災害)公営住宅におけるコミュニティづくりに関わった復興公営住宅

コミュニティづくりに関わった主な復興公営住宅の一覧と戸数は次の通りです。

復興公営住宅名称	所在地	戸数
県営釜石市 H 団地	岩手県釜石市	126
市営 K 復興公営住宅Ⅱ期	同上	156
町営 N 復興住宅	宮城県南三陸町	37
町営 I 復興住宅	同上	51
町営 M 復興住宅	同上	20
市営 S 第 1 復興住宅	宮城県石巻市	100
市営 S 第 2 復興住宅	同上	102
市営 FO 住宅	宮城県大崎市	35
市営 FH 住宅	同上	35
市営 HN 住宅	同上	30
市営 A 団地	宮城県仙台市	163
市営 A 第 1 団地	同上	93
市営 A 第 2 団地	同上	68
市営 T 団地	福島県いわき市	192
市営 U 団地	福島県いわき市	103
市営 N 団地	福島県いわき市	40

この一覧をご覧になると、即座に出てくるお尋ねは、「この一覧にあるような立地の違い、戸数の違いは、復興公営住宅におけるコミュニティづくりにどのような影響を及ぼすかというものです。これについての答えは、次のような傾向にまとめることができます。

- ・ いわゆる浜通りの沿岸部の中小都市に建設された復興公営住宅の方がコミュニティづくりの難易度が高い⇒沿岸部の中小都市では、住民の方々ほとんど戸建ての住宅に住まわれていた。このため、一部を除き、入居者にとっても、周囲の住民にとっても、集合住宅になじみがない。
- ・ サイズの大きな、入居戸数の多い復興公営住宅－50 戸がおよその分岐点－におけるコミュニティづくりの方が、難易度が高い⇒サイズの小さな復興公営住宅に比べて、入居者間の人間関係を作るのが難しい。
- ・ 集合住宅を建てた経験、特に入居者にとって快適な空間を作る経験があまりない住宅建設業者が主体となって作った復興公営住宅におけるコミュニティづくりの方が、難易度が高い⇒復興公営住宅の空間に、人間関係づくりを促すような配慮があまりされていない。

この傾向を踏まえながら、この次の本論をお読みくだされば幸いです。

復興公営住宅におけるコミュニティづくりとは何か

復興公営住宅におけるコミュニティづくりとよばれる活動には次のような 3 つの面があります。これらについて、それぞれ解説を付け加えます。

1. 入居者間の人間関係づくり

復興公営住宅における入居者の人間関係に関連して気が付く点は、次の通りです。

- ・ 発災前には、地縁社会¹の中で暮らしていたことが多い被災者の方々は、入居の際の抽選というシャッフルされる過程を経て、弱縁の状態となって復興公営住宅に入居する
- ・ 地縁社会に馴染まれた被災者の方々は、見知らぬ人たちの間で、一から人間関係を作る経験を多くは積んでおられない
- ・ 一部の復興公営住宅の空間は、人間関係を作るには向いていない

付け加えますと、復興公営住宅を訪れて、その敷地で入居者がお喋りしている光景を見ることはほとんどありません。いたるところで、入居者がお互いに話し合っていることを見かける仮設住宅とは対照的です。これらのことを踏まえると、復興公営住宅において人間関係を作ることの意義は重要です。

2. 入居者が力を合わせ、復興公営住宅の空間を住みやすいものにする

復興公営住宅は、仮設住宅からできるだけ早く入居者を受け入れるために、とにかく急いで作る、ということを一優先にして造成をし、建てられています。このため、集合住宅を建築した経験、特に、その空間を入居者にとって快適なものとする経験が浅い、住宅建設業者が主体となって作った一部の復興公営住宅の空間は、次のような特徴をもちます

- ・ コンクリートとアスファルトによる無機質な空間と、直線の多い建物によって作られている
- ・ これも直線の多い、土がむき出しになった斜面や土地が周囲を取り巻く
- ・ 敷地の中や周辺に緑がほとんどない。あるとすれば、セイタカアワダチソウのような雑草



福島県I市S団地の敷地。遮蔽物もなく、土はむき出しである。これではベンチに座っても、落ち着かない

このように、復興公営住宅の空間は、目にはきつく、耳にもきつい—緑がないために、コンクリートとアスファルトに音が反響していきます—。そして、被災を潜り抜けてきた入居者の心を慰めるようなものではありません。ベンチはありますが、その周りには遮蔽物はない。先に触れたように、復興公営住宅の敷地内では、お喋りをする入居者の人々をほとんど見かけないのです。その理由は、そこのベンチに座って、誰かと会話を始めるとすぐにわかります。周囲に遮蔽物がないため、入居者の方々の視線に曝されます。お喋りの声は、裸のコンクリートに反響して、敷地全体に響きます。更には、緑がないために、目も休まりません。その結果、入居者は自分の部

¹ ここで用いる、地縁社会という言葉は、次のようなイメージのものです。①人の移動が比較的少ないために、安定した人間関係がある、②属する人々が尊重する慣習や不文律—冠婚葬祭など—が定まっている、③地域の課題や祭りなどのイベントについて話し合い、合意を取り付ける枠組み—例えば自治会—がある。

屋に引きこもりやすくなります。このような復興公営住宅の環境を住みやすいものにしていくためには、入居者が力を合わせる作業がどうしても必要となります。この点についてはまたあとで戻ってくることにします。

3. 高齢者に目を配る

これは、上で述べた、コミュニティづくりの2つの面が進めば、自ずと進捗します。単純に言えば、入居者の間に人間関係が生まれ、敷地中でのお喋りや挨拶が頻繁に行われるようになると、自然に高齢の入居者の安否についての関心が生まれてきます。逆に言えば、人間関係が薄く、入居者の方々がご自分の部屋から表に出てこないようだ、目を配るのは難しいのです。そもそも、誰が引きこもっているのかさえもわかりません。高齢者の支援を行っている地域包括支援センターのスタッフの方々がしばしばもらすのが、「復興公営住宅よりも、仮設住宅の方が、はるかに高齢者への支援が簡単だった」という言葉です。

つづいて、ここまで述べたコミュニティづくりの3つの面、更に正確に言えば、前者の2つの面を進めるためには何をなすべきかについてお話していきます。

復興公営住宅におけるコミュニティづくりを促すためには、何をなすべきか

1. 入居者間の人間関係づくり

弱縁の状態となっている入居者間の人間関係というものは、入居者に任せていたのでは出来上がりません。すくなくとも、最初の段階では、行政やNPOの関与がどうしても必要になります。これを踏まえたで、入居者間の人間関係を作るために何をなすべきかを整理してみましょう。次の3点です。

α. 自治会づくり

自治会は、自治体と住民の接点にあたる組織となります。このため、自治会づくりに関しては、行政が主導権をとる必要がどうしてもあります。しかし、そこまで踏み込まない自治体が多いのもまた実態です。自治会づくりについての自治体の関わり方は、次の3つに整理することができます。

パターン	関わり方	その事例
パターン1	自治会の立ち上げから、その後の運営にまである程度関わる	宮城県S市、O市、M町
同2	自治会の立ち上げのみに関わり、その後の運営には関わらない	福島県I市
同3	管理人のみ指名する。自治会の立ち上げには関与しない	宮城県I市 岩手県営団地全般

はっきりしているのは、パターン3. の場合は、復興公営住宅の自治会は立ち上がらないということです。このことは、次のような理由で、復興公営住宅の人間関係づくりを妨げます。

- ・ 復興公営住宅の窓口が存在しない結果となり、外部の支援団体がコミュニティづくりのために復興公営住宅に入ることは不可能
- ・ 集会所は、自治会が管理する。このため、自治会が立ち上がらないと、一次の項で触れるようなイベント実施のため集会所を使うことができない

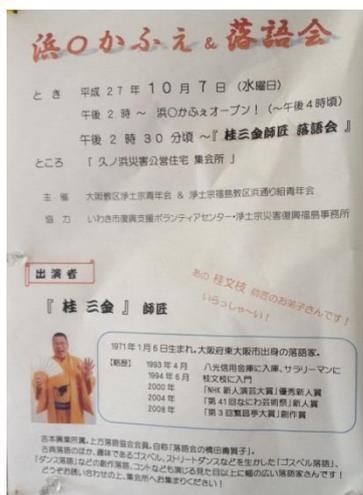
このような状況になると、外部の支援団体ができることは、訪問して、ばらばらと入居者の方々の話を聞く位の事に限られます。入居者全体を対象とするコミュニティづくりのための作業は、全く行うことができません。従って、パターン3. の場合は、最低でも自治会の立ち上げまでは、関与するように行政に対して、支援団体が働きかけていくことが、重要です。併せて、その際にはコミュニケーション能力があり、気力・体力がある入居者を自治会長に選ぶように働きかけることも重要です。輪番制などで、自治会長を資質には関係なく選ぶと、その後でコミュニティづくりは、ある程度以上は進まなくなります。自治会長の資質は、復興公営住宅におけるコミュニティづくりを左右する重要な点です。これについては、最後にまた触れます。

いずれにせよ、自治会が立ち上がっている場合は、外部支援団体は、そこを介して復興公営住宅に入ることができます。そこで実施するのが、入居者間の信頼関係を作るためのイベントです。

β. イベントの実施

復興公営住宅の入居者間の人間関係は希薄です。この中で、顔の見える信頼関係を作っていくのがイベント実施の最大の目的となります。イベントの内容は、茶話会、体操教室、健康教室…などのようなものでも構いません。その一方で、特に強調しておきたい点が次の3つです。これについて、それぞれ説明をしましょう。

できるだけ多くの入居者を引き出す



ひとたび、復興公営住宅に入居すると、入居者が一堂に集う機会はありません。そのため、イベントではできるだけ多くの入居者を外に引き出すことが必要となります。この点で、最も頻繁に行われるイベントの形式である茶話会には限界があります。常連さんの集まりになりがちです。

これに比べて、より多くの数の入居者を引き出せるのが、防災関連のイベントです。復興公営住宅の多くが、山間を切り開いたりや大規模な造成を行ったところに立地しています。その一方で、被災地の自治体では、洪水や土砂崩れについてのハザードマップが十分に整備されていないところが多いのです。このため、防災セミナーを実施する客観的な重要性も非常に高いのです。

もう一つ、落語や映画などの娯楽系のイベントも、動員する力が高いです。通常はなかなか出てこない男性もこれらの娯楽系のイベントには引き出されます。これらのイベントを組み合わせながら、入居者を外に引き出し、顔の見える関係を作っていくことが重要になります。

福島県I市のH団地で行われたイベントチラシ 娯楽系は人を引き出す力がある

次のステージである住みやすい復興公営住宅をすることにつなげる



福島県I市U団地の案内板 外部の大学と協力して作成した。このような手書きのものがあると敷地に生命力が出てくる

と、外に出てくるものです。

上で述べたような、イベントの目的は、人間関係づくりにありますが、その先にもう一つの目標があります。それは、先に述べた「入居者が力を合わせて、復興公営住宅の環境を住みやすいものにする」というものです。イベントを行う際にも、これに関係したもの—左の写真は、復興公営住宅の案内板を入居者と外部の大学からのヴォランティアが協力して作成した—を行うと、「自分たちの手で、環境を住みやすいものに変えることができた」という実感を入居者が持つことができます。これは、非常に大きな前進です。なお、このようなモノを作る時も、引き籠りがちな男性を引き出す良い機会です。男性は、明確な役割が与えられ、かつその人の力が必要とされているという感覚がある

夏祭り



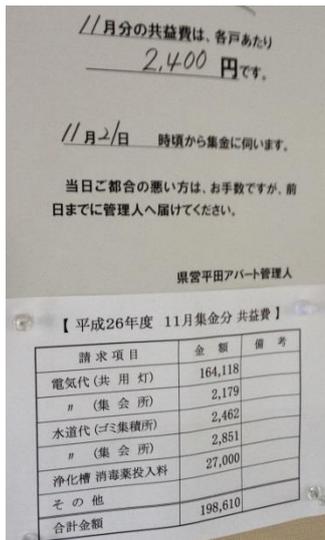
岩手県K市H団地の夏祭りのチラシ

被災地の復興公営住宅を見回すと、はっきりしていることがあります。順調にコミュニティづくりが進んでいる所は、自治会が主催して夏祭りを行うということです。これは、当然のことで、夏祭りを行うためには、入居者間の役割分担の調整、資材・資金の調達—数十万円~百万円の費用が必要となる—、対外的な挨拶、敷地内の飾りつけ、更には膨大なごみが出た後の片付け、といった一連の事務的な調整と肉体作業をこなす必要があります。これができる復興公営住宅だということは、既に、自治会もきちんとできあがり、内部の信頼関係もあるということになります。その一方で、コミュニティづくりが進んでいない復興公営住宅においては、このような一連の流れをこなすことはできません。夏祭りを行うことは難しいですし、仮に行うこと

ができたとしても、NPOなどの外部支援団体の主催という形になります。興味深い事ですが、夏祭りを行うことができる復興公営住宅を訪問すると、訪れるたびにその空間に手が入り、整っていくのがよくわかります。その一方で、行う力がない復興公営住宅を訪ねると、静まり返っており、冷え冷えとした印象を受けます。しかも、その空間は、入居後数カ月にして、既に荒れ始めているのです。

γ. 集会所の活用—共益費負担の壁をどう越えるか

ここまで述べてきたような、自治会の活動、様々なイベント、そして夏祭りの主な舞台となるのは、集会所です



**岩手県K市H団地共益費
徴収の案内 集会所を使う
と、必ず共益費は上昇する**

この集会所を使いこなすためには、2つの壁をクリアする必要があります。最初の壁は、集会所の内装の整備です。復興公営住宅の集会所は、建物だけが入居者に引き渡されることが多いのです。そうすると、机や椅子、掃除道具から始まってエアコンや暖房器具などの調度品を整理する必要があります。特に難関がカーテンです。カーテンは、集会所内部の一式を買おうと、20~30万円がかかります。この資金を調達するか、現物を調達する必要があります。幸いなことに、県や市町村で、この種の調度品の購入資金を補助する仕組みが整いつつあります。しかし、そのような場合でも自治体に対して申請書を提出する必要があります。そのような文書を作る力を持っている人がいない場合は、NPOなどの外部支援団体が手伝う必要が出てきます。

次の壁は、調度品をそろえるという一時的なものではなく、ずっと続くものであるため、より高いものとなります。それが「共益費」の壁です。復興公営住宅の入居者は、家賃に加えて、この共益費を払わなくてはなりません。共益費の中身は、住宅の共用部分の光熱費・水道費、浄化槽の処理費です。金額は、入居者一戸当たりで、月2千~5千円程度です。都市部のサラリーマンにとっては負担可能な金額です。しかし、復興公営住宅の入居者から見ると、次の3つの理由で、この共益費を支払うことに抵抗があります。

- ・ 高齢の入居者にとっては、そもそも金額が高い
- ・ 復興公営住宅の家賃は、収入の多寡によって減免措置があるのに対して、共益費は頭割りにする。この結果、経済的な力の弱い入居者にとっては、負担感が大きい
- ・ 被災前には、戸建ての住宅に住むことがほとんどだった入居者にとって、そもそも共益費という考え方自体になじみがない

厄介なのは、コミュニティづくりのためのイベントを共用部分である集会所で行うと確実にその光熱費が、共益費に上乗せされることです。そして、それを好まない入居者から、「イベントをやめてほしい」という要望が出てくる場合があります。事実、復興公営住宅を回り、集会所の電気メーターを見ると、ほとんど電気を使っていない、あるいはガスメーターを見るとガスを止めているという事例があります。これは共益費の上昇を怖れてのことです。しかし、こうなるとコミュニティづくりは進みません。この共益費の壁を越えるためには、次のような複数のやり方を組み合わせるのが最も効果的です。

- ・ 外部支援団体が集会所でイベントを実施した場合は、「寸志」のような形で、2000円程度の金額を自治会に対して寄付する
- ・ 赤い羽根共同募金会「住民支え合い活動助成」のような補助金を獲得して、光熱費に充てる
- ・ よりよい環境にするためには、共益費の負担も必要なことを入居者に理解してもらう

2. 入居者が力を合わせ、復興公営住宅の空間を住みやすいものにする

この点については、次の3つのように整理ができます。

α. 復興公営住宅の空間内部に花と緑を増やす



福島県I市Y団地の敷地におかれた花と緑

きになります。

非常に興味深いことですが、このように花と緑が空間内に増え始めると、女性の入居者の方々の表情からも硬さが抜けていきます。加えて、前で述べたような、手作りの案内板やベンチなども、復興公営住宅の空間に「ここに人間が暮らしている」という生活感を与えます

β. 復興公営住宅周囲の草むしりと掃除

花と緑を増やすことが、復興公営住宅の空間にプラスを与える作業だとすれば、この草むしりと掃除はマイナスを取り除く作業です。公営住宅であるため、都市部のマンションとは異なり、敷地とその周囲の手入れは入居者に委ねられます。このため、入居者がその手入れを怠ると、敷地はあっという間に雑草だらけとなってきます。このようになってくると、入居者も寄り付かなくなり、外部から見ても「あれは、手を入れてないな」というのが一目瞭然でわかります。

ここで強調しておかなければならないことがあります。このように、「手を入れてないな」、更には「荒れているようだ」という状態になってくると、外部の人間も余り近寄らなくなります。これは、社会福祉協議会のような公的な機関の見守り関係者についても同じです。こうなると、「敷地が荒れている」⇒「外部の人間が近寄らなくなる」⇒「孤立しがちになる」⇒「さらに荒れていく」という循環に入りやすくなります。「花と緑に囲まれた復興公営住宅」と「雑草が生え、人の手が入っていない復興公営住宅」の違いが外観上もはっきりとしたものになっていきます。後者の敷地の中に立ち入っても、静まり返っており、気温が一瞬低下するような感覚がします。

これは、復興公営住宅の空間の無機質さ、殺風景さを和らげるうえで、効果の高い方法です。左の写真は、福島県I市Y団地の敷地です。緑の全くなかった、空き地に、わずかですが、プランターなどを使って、花と緑が植えられています。これだけでも、目に入る風景が柔らかくなってきます。そして、このように花と緑が敷地におかれるようになると、入居者も、自らの部屋のベランダに、鉢植えやプランターを使って花と緑を飾り始めます。この二つが相まって、復興公営住宅の空間に色と生命感が漂い始めます。そして、緑が空間の中に増え始めると、吸音効果が出てきます。それまでは、裸のコンクリートとアスファルトに反響して、キンキンとした音になっていたのが、徐々にですが、柔らかい響

γ. 入居者が快適に暮らすためのルール作り



福島県I市S団地の駐車場 戸建てでの感覚であちこちに駐車する入居者に、決まったスペースに駐車してもらう必要がある

大都市部を除き、復興公営住宅の入居者のほとんどは、発災前には戸建ての住宅に住んでいました。そこは、程度の差はありますが、地縁社会です。人間関係の力や慣習の力といった必ずしも文章化されていないものに頼って、物事は決めることができました。ところが、数十～数百戸からなる集合住宅の復興公営住宅では、さまざまなルールを作る必要が出てきます。例を挙げてみましょう。ごみの捨て方、駐車スペースの使い方、共用スペースの使い方、

集会所の使い方、共益費、掃除、草むしり…といったものです。かつての地縁社会とは異なり、集合住宅でのこれらのルールは、文章化する必要があります。併せて入居者間に共有する必要もあります。そして、入居者は、集合住宅とそこでの生活に対して慣れていません。仮に、ルールを守らない入居者が現れた場合は、何らかのペナルティを課す必要もあります。面倒臭い作業ですが、これを怠ると、復興公営住宅入居者の人間関係は崩れていくこととなります。

3. 高齢者に目を配る

入居者間の人間関係づくりが進み、復興公営住宅の空間が居心地の良いものになって行くと、そうでない状態の時に比べて、この高齢者の目配りは格段に容易なものになって行きます。高齢者に目を配る役割を持つ、社会福祉協議会や地域包括支援センターにとっても、人間関係づくりが進み、居心地の良い復興公営住宅には、入りやすいし、また情報も集めやすいものです。

復興公営住宅におけるコミュニティづくりの担い手としての自治会長

ここまで、復興公営住宅のコミュニティづくりがどのようなものであり、その為には何をなすべきなのかについて述べてきました。この作業の中で、最も重要な役割を果たすのは復興公営住宅の自治会長です。自治会長は、復興公営住宅の入居者と行政との接点となります。そして、積極的で、複雑な役割を担うこととなります。それは次の3つにまとめることができます。

1. 自治会長の3つの役割

α. 行政への働きかけ

復興公営住宅は急ごしらえです。行政の力を使って整備してもらわなければならないことが至る所にあります。



防犯灯、横断歩道、信号、ガードレール… しかもこれらの整備には、住宅課と道路管理課など行政の複数以上の部局にまたがって話し合いをしなければなりません。この時には、入居者を代表して行政と交渉するのは自治会長となります。また、そもそも復興公営住宅のコミュニティづくりに対する関心が薄い行政もあります。この場合、復興公営住宅に対する関心を持つように働きかけることも必要になってきます。これらの交渉や働きかけ

福島県I市の自治会長と復興庁関係者の意見交換 自治会長の役割は、大きい。後方の男性は、外部支援団体スタッフ

際には、行政を説得するだけの情報を集めなければなりませんし、行政の側が何を考えているのかをつかみ、適切な着地点を見つける力も求められます。

加えて、例えば集会所の整備に使うための補助金を行政に対して申請する際には、その申請書などの文書を自治会長は作成しなければなりません。そして、補助金を使い終わった時には、またその会計報告も、行政に対して行う必要があります。

β. 外部支援団体との協働

自治会長は、外部支援団体との協働の窓口の役割も担います。外部支援団体が、復興公営住宅でコミュニティづくりに関するイベントを行う時には、必ず自治会長を訪ねてきます。それに対して、入居者のニーズを説明しながら、外部の支援団体と企画のすり合わせを行います。具体的には、イベントをやるのなら、その内容は好ましいものなのか、そして、いつ実施をするのか、その際に自治会側では何を行うのか、かかる費用はどのように分担するのか、周知はどう行うのか、式次第はどんなものなのか…、こういった段取りを確認していきます。また、イベントの当日には、集会所の机や椅子の準備と後片付け、トイレの掃除といった肉体作業も待ち受けています。もちろん、自治会の会員も分担して手伝いますが、ご本人も当然このような作業を行います。

γ. 入居者の取り纏め

上で述べたような、外向けの交渉だけではありません。自治会長は弱縁の状態にある入居者に対しても向き合う必要があります。大別すれば、次のような作業が伴ってきます。作業の内容は、既にここまででも述べていますので、繰り返しません。

- ・ 責任者となってイベントを実施する一夏祭り、花と緑による美化、草むしりなど清掃
- ・ 復興公営住宅内部の文章化されたルール作りと、その共有、運用
- ・ 社会福祉協議会や地域包括支援センターなどと連携しての高齢者などへの目配り

2. 自治会長に求められている資質

ここまで触れたような交渉や作業には、ある水準以上のコミュニケーション能力と気力・体力とが求められます。被災地の復興公営住宅を見回してみますと、この能力がある方が自治会長を引き受けておいでの場合は、コミュニティづくりの3つの面は、確実に前進しています。このことを見ても、能力のある方を復興公営住宅の自治会長に選ぶことの重要さはいくら強調してもしすぎることはありません。そしてコミュニティづくりが前進している復興公営住宅自治会長の経歴を見ると、次のようなものです。共通しているのは、組織や集団を運営した経験を持っていることです。

- ・ 比較的大きな企業の社員だった
- ・ 市議員を経験している
- ・ 仮設住宅で自治会役員を経験している

その一方で、このような資質本位で自治会長を選ばない復興公営住宅も多く見かけます。例えば復興公営住宅1号棟1階101号室から次は102号室、そしてその次は103号室へと輪番制で、行政が自治会長を指名するような制度です。こうなると、必ずしも上のような経歴を持たない入居者が自治会長になることが多くなります。このような自治会長の下では、たとえ自治会があったとしても、行政への働きかけ、外部支援団体との協働、入居者の取り纏めの、いずれもが進みません。行政からの通知を回覧板で流すくらいの役割だけとなります。発災以前の地縁社会における自治会では、このような自治会長の選出方法でも十分に機能していたかもしれません。しかし、復興公営住宅においては、弱縁の状態から人間関係を作り、そして空間を住みやすいものに変えていく必要があります。その為にも、コミュニケーション能力と気力・体力を併せ持った自治会長を選ぶ重要性は大きいです。

おしまいに

ここまで、次の点について、それぞれどのようなものなのかについて説明をくわえてきました。

- ・ 復興公営住宅におけるコミュニティづくりとは何か
- ・ それを促すためには何をなすべきなのか
- ・ その担い手としての自治会長

最後に、次の3つの重要な点を復興公営住宅におけるコミュニティづくりに関わる復興庁、県庁、市町村、NPO、社会福祉協議会、地域包括支援センターの関係者に共有して、筆をおきたいと考えます。

- ・ 復興公営住宅現場の重要性⇒復興公営住宅の現場に赴いていただきたい。現場を見るのと、そうでないのでは、そこにある課題の重要性を理解できる度合いがまるで違ってきます。そして、非常に興味深いのは、現場に出ると、課題と同時に、その解決への取組を見ることができます。このような解決の取組こそ、復興公営住宅におけるコミュニティづくりを進めるうえで、欠かせない情報です。付け加えると、復興公営住宅におけるコミュニティづくりのための関係者や

ステークホルダーの会合も、どこかの復興公営住宅の集会所で行うか、それとも復興公営住宅から遠く離れた市街地中心部の会議室で行うのかでは、まるで切迫感が違ってきます。

- ・ 広い視点を持つ重要性⇒東日本大震災被災地は、相互の間の交通事情が必ずしも良くないためもあり、ある被災地で復興公営住宅におけるコミュニティづくりを行う復興関係者が、他の被災地の情報を収集するためにフットワークを使って移動することは稀です。しかし、他の被災地での課題とそれに対する取り組みを見ることは、自分の地元での取り組みのボトルネックを乗り越えることにつながります。加えて、その際に、必ず人的・情報ネットワークができます。ここで、その後も、課題と取組に関する情報をやり取りすることが可能となります。この点は下につながります。
- ・ インフォーマルなネットワークを作る重要性⇒自治体や組織には、縦割りの壁が必ずあります。これは当然のことです。しかし、この縦割りの中に立てこもっているのは、効果的な支援のための智慧は入ってきにくくなります。そこで重要になってくるのが、インフォーマルなネットワークです。別の自治体の関係者、別の組織の関係者、別の部局の関係者であっても、挨拶をしながらネットワークを作れば、この縦割りの壁をかいくぐることができます。電話一本、メール一本で問い合わせをできるネットワークを持つことは効果的です。

長くなりました。ここまで述べてきた内容が、復興公営住宅におけるコミュニティづくりに関わる関係者のお役にたつことを希望しています。